

## 鳥取県経営革新支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県経営革新支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、中小企業者の取り組む経営革新計画の実施を支援し、県内産業の高付加価値化を推進することにより、県民所得の増加及び効果的雇用の創出を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条の規定に基づき承認を受けた経営革新計画（同法第10条による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。）の実施に必要な事業のうち別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する中小企業者（県内に事務所又は工場を有するものに限る。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（上限は別表の第4欄に掲げる額とする。）とし、事業実施期間は別表の第5欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業

以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象経費の別表1の第1欄に掲げる各事業区分の間における流用のうち、いずれかの区分の額の20パーセントを超える増減に係るもの。

(3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(完了届を要しない場合)

第8条 規則第15条第1項第2号の規定による知事が検査を行う必要がないと認める場合は、すべての補助事業に係る場合とする。

(進ちょく状況の報告)

第9条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、各年度の9月30日現在における補助事業の進ちょく状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4-1号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進ちょく状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4-1号により知事に報告しなければならない。

(現地調査)

第10条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進ちょくについて、職員に現地調査を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進ちょくを促すものとする。

2 知事は、前条第2項の報告があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じて職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めるときは、交付決定額の範囲内で支払実績額に対応する補助金を支払うものとする。

3 規則第20条第1項の申出は、様式第4-2号により行うものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(成果の報告等)

第13条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告及び発表させることができる。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年9月9日から施行し、平成15年度から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成19年2月7日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成21年2月4日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年2月3日までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第7条、第11条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費			3 補助率	4 補助金上限	5 実施期間	
	経費区分	内容	経費区分内の補助額上限				
1. マーケティング戦略構築事業 新事業に関する市場・競争環境の調査 新事業に関するマーケティング戦略構築の助言委託	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ委託する経費	-	1 / 2 以内	総額500万円とし、第1欄に掲げる事業ごとの上限額は以下のとおり。  新商品開発事業は500万円。 その他の事業はそれぞれ100万円。	最長24ヶ月間（ただし、新商品開発事業を含めず実施する場合は、最長12ヶ月）	
2. 新商品開発事業 新商品の開発設計、試作、改良 新商品のデザイン、評価・テストマーケティング	新商品開発費	減価償却費	新規取得する取得価額30万円以上の機械・器具について、補助事業実施期間に発生する減価償却費				-
		機械器具費	機械器具及び消耗品の購入（取得価額30万円未満のものに限る）、借用に要する経費				-
		原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費				-
		技術指導費	外部専門家からの技術指導に要する経費				-
		委託費	開発設計、試作、改良の一部を外部に委託するために必要な経費				100万円
		デザイン料	新商品のデザインを外部専門家に委託するために必要な経費				-
		産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費				-
		外部評価費	新商品の評価またはテストマーケティングを外部専門家に委託するために必要な経費				-
直接人件費	事業に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額	100万円					
3. 人材育成事業 新事業の展開に必要な知識・技能を習得するための研修の実施、参加	人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費	-			
		受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費	-			
4. 販路開拓事業 新事業に関する販路開拓を行うための以下の事業 国内外の展示会・イベント等への参加、開催 インターネット上の仮想商店への出店登録 営業活動委託（営業代行） チラシ、DVD、ホームページ等のPRツールの作成・改訂 新聞、雑誌、インターネット等への広告掲載 その他販路開拓事業として知事が認めた事業	販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費	-			
		保険料	展示会等への保険に要する経費	-			
		通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費	-			
		出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料	20万円			
		営業代行料	販路開拓を外部専門家に委託するために必要な経費	30万円			
		広告宣伝費	PRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費	50万円			
マーケティング戦略構築事業及び新商品開発事業は、同一の経営革新計画について過去に本補助金を利用していない者に限る。	共通経費	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費	-			
		会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費	-			
		雑費	事業実施にあたり付随的に支出する印刷製本費、資料購入費、通信費、運賃、賃借料、事務用消耗品費、雑役務費等	-			

「2. 新商品開発事業」の補助対象経費「直接人件費」については、平成22年度に交付決定する事業者に関し、補助額上限を250万円とする。



4 新商品開発事業の補足説明 新商品開発事業を実施する場合のみ記載すること。

新商品の名称及び用途
新商品のターゲット及びその（潜在）ニーズ
新商品の市場性（市場規模・成長性、競合商品の動向について記載）
新商品の優位性（競合商品と差別化できるポイントを明確にし、それが顧客にとってどんなメリットをもたらすのかを記載すること。なお、保有している技術・仕組み等との組み合わせによる優位性も含む。）
新商品の販路確保の状況（販路の目処がどの程度付いているかを記載）
新商品の販売目標（販路、単価、ロット、売上目標等を記載）

5 添付書類

- （１）企業概要（パンフレット等でも可）
- （２）交付申請直近２期の決算書
- （３）県税納税証明書

### 補助事業(変更)収支予算書

1. 収入の部 (単位:円)

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部 (単位:円)

事業区分	経費区分	経費内訳、 積算明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		備考
					補助金負担	自己負担	
マーケティング 戦略構築 事業							
	マーケティング戦略構築事業計						
新商品 開発事業							
	新商品開発事業計						

事業区分	経費区分	経費内訳、 積算明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	負担区分		備考	
					補助金負担	自己負担		
人材育成 事業					/	/		
人材育成事業計								
販路開拓 事業					/	/		
販路開拓事業計								
全 体 合 計								

- (注) 1 事業を委託する場合は、備考欄に委託先名を記入すること。  
2 変更承認申請に際しては、変更前の金額を上段に( )で記載すること。  
3 「経費区分」には、別表に掲載している減価償却費、教材費、会場整備費、旅費交通費等の経費区分のいずれかを記載すること。

様

鳥取県知事

印

平成 年度鳥取県経営革新支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県経営革新支援補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、.....とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県経営革新支援補助金交付要綱(平成15年9月9日付産開第240号鳥取県知事通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

報告者住所  
名称  
代表者氏名

平成 年度鳥取県経営革新支援補助金に係る補助事業進ちょく状況報告書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る  
平成 年 月 日現在の遂行状況について、鳥取県経営革新支援補助金交付要綱第9条第 項  
の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進ちょく状況

実施計画名	
事業担当者の 職 氏 名	
事業内容	実施内容  事業成果（目標達成状況等）  今後の予定

2 予算の執行状況

(単位：円)

交付決定	算定基準額	交付決定額
前年度までの実績		
本年度実績 ( ~ 月 日)		
今後の執行見込み		

- [添付書類]・実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）  
・直近1期の決算書（申請時に添付したものと同一の場合は不要）

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏 名 印  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県経営革新支援補助金の支払に係る申出書

年 月 日 第 号による交付決定に係る鳥取県経営革新支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

(単位： 円)

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書



### 補助事業収支決算書

1. 収入の部 (単位:円)

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部 (単位:円)

事業区分	経費区分	経費内訳、積算明細	補助事業に要した経費	補助対象経費	負担区分		備考
					補助金負担	自己負担	
マーケティング戦略構築事業							
		マーケティング戦略構築事業計		( )	( )	( )	( )
新商品開発事業							
		新商品開発事業計		( )	( )	( )	( )

事業区分	経費区分	経費内訳、 積算明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	負担区分		備考
					補助金負担	自己負担	
人材育成 事業							
		人材育成事業計		( )	( )	( )	( )
販路開拓 事業							
		販路開拓事業計		( )	( )	( )	( )
全 体 合 計			( )	( )	( )	( )	

(注) 1 事業ごとの計及び全体合計については、予算額を上段に( )で記載すること。  
2 事業を委託した場合は、備考欄に委託先名を記入すること。

鳥取県知事 様

所在地  
名称

代表者名 印

平成 年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県経営革新支援補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額  
(1) 補助金の確定額 金 円  
(2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額(3 - 2 > 0の場合)  
1の(1)  
(3 - 2) × 金 円  
1の(2)

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。